

昭和六十一年九月三十日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一〇七第四号

昭和六十一年九月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員岡崎万寿秀君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岡崎万寿秀君提出排気ガスと肺癌予防に関する質問に対する答弁書

一について

大気汚染と肺がんの因果関係は、いまだ解明されておらず、その有無は明らかでないと考えている。

二について

(1) ジーゼル自動車の排出ガスによる生体への影響については、現在環境庁において調査研究を継続しているところである。

(2) 大気汚染と肺がんの因果関係を明らかにするための疫学調査については、いまだ確立された方法がなく、当面これを実施することは考えていない。

三について

(1) 都市高速道路王子線は、東京都が環境影響評価を行い、環境保全のための措置を適切に講ずることにより、周辺の環境保全が図られると判断し、昭和六十一年二月二十五日の東京都都市計画地方審議会への付議及び議決、同年二月二十八日の建設大臣の認可を経て、同年三月十七日に都市計画を決定し、その旨を告示したものであり、見直しを行う必要はないと考えている。

(2) 自動車の排出ガスによる大気汚染と肺がんの因果関係は、いまだ解明されておらず、その有無は明らかでないと考えている。

四について

環境影響評価においては、人の健康を保護する見地から、事業の態様に応じて、大気汚染、水質汚濁等所要の環境汚染に係る項目についての調査を行うべきものと考えている。

五について

自動車の使用者に対しては、道路運送車両法により、自動車点検基準に従ってジーゼルエンジンの排気の状態、燃料噴射量等について点検を行うことを義務付けており、さらに、自動車運送事業者等に対しては、監査、整備管理者研修等を通じ、その確実な実施について指導している。また、道路運送車両法による継続検査等の際においても排出ガスについて検査を行っているところである。

六について

ジーゼル自動車の排出ガスによる生体への影響については、現在環境庁において調査研究を継続しているところである。

右答弁する。